

「不動産店では「ウチ
今は断っている」と言
う友人のブラジル人を
連れて行った時、受付
みません。外国の方
参考まで日本へ」と。

「23年の米国人男性(41)
「米国から旅行で来た
都内の様子撮影に入つ
なかなか注文を取りに来
「すみません」と日本

語で声をかけるも、吉見らし
い女性が「ガソシハバタメ」
ショックだった。「ここが米
国なら真っ先に警察に通報」
た。でも日本には差別を取り
締まる法律がないから取り合
つてやるぞ!」

北海道小樽市の温泉施設が「外国人の入場お断り」の張り紙を掲げたのが1998年。数年

で「差別に当たる」と認定され、施設側に賠償を命じる判決が出た。だが日本で争う外国人は今も様々な差別を感じている=図。「ジャバニーズ・オリニー」の冒頭は後を

絶たず、外国人に日本人の數倍の入場料金を払わせていた入浴施設もある。「マナーが心配ならルール

を明確にして、守らない人を
断れば良い。肌の色や国籍は
関係ありません。日本が海外
の人材を必要とする今、外国人
の権利をきちんと守ること
が重要な歓迎メッセージ
になるはずです」。入浴相手
訴訟の原告で、米国出身の有
道出人・北海道情報大学准教
授はそう指摘する。

差別防ぐ法整備、議論進ます

列傳二

さいたま市内で昨年、アーチションを借りた夫婦が、引っ越し前後に入居を断られた。管理組合の規約で外国人への部屋の賃貸や譲渡が禁止されていてこれが原因だったためだ。夫婦の長女は人権侵害として地方法務局に届けた。法務局は「差別的な取り扱いで、居住の自由を著しく侵害する」と管理組合に説示(注意)した。だが組合は外国人拒否の方針を改めず、夫婦は別のマンションを借りて移り住んだ。

07年に全国の法務局が取り扱った人権侵犯事件は約2万

1600件。女性や高齢者への暴行・虐待、プライバシー侵害、いじめが大半を占めるが、外国人に関する差別事件も126件あった。年々増えており、アパートへの入居や鍼灸・ホテルの利用を拒まれることもある。

だが、人権侵害と判断されても「公示」や「勧告」など法務局がこれる救済措置には拘束力がない。損害賠償などの裁判を起こそうにも、膨大な時間と費用、精神的負担に二の足を踏む人が大半だ。結果、不当な扱いを受けても泣き言入りするケースが多い。

外国人の暮らしや権利を守る基本法が、日本にはまだない。障害者の有無や性別などとともに、人種や民族が理由の

差別を対象とした人権擁護法案は、03年にいつたん廃案になり、再提出に向けた議論がなされ、子供の行いも

だが、人権侵害を受けた被書者の相談や調査の実務に当たる「人権擁護委員」について、「外国人に委嘱するのは問題だ」との意見が保守派から噴出。政府は結局、「市町村議会議員の選挙権を有する住民」として、日本人に限らずの方針に転換した。

外国人差別を防ぐ各国の人権機関で、当の外国人を締め出さずはとへどない。「言葉が分からず、つらい目に遭っている人を助けらはずの委員からマイノリティーを締め出すのは、本来転倒」との批判は自民党内でつむる。

禁煙法のほか、強い規制が設けられた。たとえば、公衆住宅が新設される際、「ジブン」など、子供の入学を拒否する「屏風が遅い」。英人種や性別、障害に基づく別の教習に携わる人物の賃金には日々、様々な差が生じる。

実態を調べ、差別を確認すれば話し合いを提案。それでも解決しなければ改善命令を出し、裁判になれば訴訟費用の支援や証拠の提供をする。そのための職員が500人以上いる。近年はアフリカやアジアに加えて東欧からの移民も増え、「白人による有色人種差別」という単純な構図が

崩れつつある。「民族コミュニティ間の対立をどう防ぐか」という新たな性格も加わったこと、同委員会のタイヤモントン政策・戦略部長はこう。差別を取り締まるだけではなく、いかに防ぐかも重要な課題だ。フランスでは、名前からマイノリティーや外国出身者などわからなくなったりして求

職の履歴書や公共住宅の入居申請書から姓名欄をなくす試みが始まった。英国では、移民と地元住民が、お互いの経理を一緒に作るイベントを自治体が支援する。心の壁を取り払おうと、「移民先进单位」も試行錯誤を重ねている。
(佐藤修史、市川美里子、田嶋英)